

地域包括ケア体制について

1 経過

- 区では、誰もが可能な限り住み慣れた中野区で尊厳を持って自分らしく暮らし続けられるよう、高齢者、子どもと子育て家庭、障害者など、誰一人取り残されることなく、支援が必要なすべての人を対象とした「地域包括ケア体制」の実現を目指し、基本計画における重点プロジェクトに位置づけ取組を推進するとともに、2022年3月には「中野区地域包括ケア総合アクションプラン」(以下、「総合プラン」という。)を策定した。
- この総合プランを踏まえ、区民や各種団体・事業者とともに協働した取組を展開するとともに、中野区地域包括ケア推進会議において、進捗状況を共有しながら総合的に推進している。
- こうした中、国においても高齢者、子どもと子育て家庭、障害者など制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けた施策を展開している。
- その一環として、国は地域共生社会の実現を図るため、社会福祉法を一部改正し、市区町村において、属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施(重層的支援体制整備事業)することにより、地域住民の複雑化・複合化した生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するよう環境整備を進めてきた。
- こうした国の動きを踏まえ、区では、重層的支援体制整備事業を契機として、相談支援等の強化を図るため、「すこやか福祉センターの基幹機能の強化」及び「アウトリーチチームの体制強化・発展」について検討を進め、全庁的な推進を図るための庁内各部の連携や、関係機関を含めた包括的な連携を推進している。

2 総合プランの概要

(1) スローガン

「できることから始めよう！ “オールなかの” の地域包括ケア」

(2) 実現するために、重点的に取り組むべき事項

- 社会的孤立をなくし、支援を必要とする人を一人残らず支援につなげる。
- 孤独で苦しむ人をなくす。
- 地域包括ケアの取組を“オールなかの”に広げる。

(3) 総合プランの柱と課題

柱1	本人の選択／権利擁護
○権利擁護の推進と理解促進 ○虐待の防止 ○区民が望む在宅療養生活の実現	
柱2	住まい・住まい方
○居住支援体制の推進 ○在宅生活が困難な場合のケアを行う施設の確保 ○バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり	
柱3	健康・社会参加・学び・就労
○健康的な生活習慣の定着支援、健康づくり、感染症対策 ○就労や地域活動を通じた社会参加の促進 ○生涯学習の機会の充実	
柱4	地域の見守り支えあい
○地域における見守り支えあいの推進と、交流の場や機会の創出 ○避難行動要支援者への避難支援	
柱5	生活を支えるサービス、生活を豊かにするサービス
○生活支援サービスの質・量の確保 ○住民主体サービスの拡充、民間サービスとの役割、コーディネート機能	
柱6	地域医療
○在宅医療、地域での医療提供の充実と多職種連携の一層の推進 ○かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の推進	
柱7	セーフティネット
○包括的な自立支援の推進 ○貧困対策、自殺対策、犯罪被害者等支援、犯罪をした人の立ち直り支援、再犯防止	
柱8	子どもと子育て家庭、障害者及び高齢者特有の課題
○子どもと子育て家庭特有の課題 ○障害者特有の課題 ○高齢者特有の課題	

3 区の現在の取組

区では、地域包括ケア体制の実現に向けて、総合プランを踏まえた取組を進めており、主な内容は次のとおりである。

中野区子どもの権利に関する条例の推進

- 子ども相談室について、面談室の什器を整備するとともに、相談室の愛称やキャラクターを募集するなど、相談しやすい雰囲気づくりを進める。また、啓発物品を活用して子ども相談室の周知を図るなど、子どもの権利の普及啓発を実施する。

認知症対策の推進

- 認知症とともに暮らす地域安心事業、認知症高齢者の早期発見や早期対応事業の推進、認知症の理解促進のための普及啓発を進める。

高齢者等の住まいの確保

- 緊急通報システム等を始めとして、身体などに不安がある高齢者が、住み慣れたまちで住み続けられるための支援事業を実施する。
- 日常生活圏域ごとの在宅介護サービス、地域密着型サービス、施設サービスの基盤整備のための事業者の誘導・選定、整備補助等を行う。
- 住宅部門と福祉部門とが連携しながら、高齢者・障害者・子育て世帯等の住宅確保要配慮者への相談支援を行うとともに、入居支援事業やセーフティネット専用住宅登録促進事業を実施している。

区民公益活動の充実に向けた基盤整備とネットワークづくり

- 区民公益活動の活性化及び住民参加の促進を図るため、地域団体活動情報の簡易な発信と容易な取得が可能なWEBアプリを導入する。併せてWEBアプリ活用促進の研修、地域課題分析のための地域データの基盤整備を行う。

緊急連絡カード情報による見守りの充実

- 既存の緊急連絡カード作成にあわせて、キーホルダーを配付し、高齢者の外出時の緊急措置対応の充実を図る。
-

介護職員宿舎借り上げ支援事業の実施

- 介護保険サービスを提供する地域密着型サービス事業所の職員に対する宿舎の借り上げを支援し、住宅費負担を軽減することで、介護職員の働きやすい職場環境を実現し、介護人材の確保・定着を図る。

補聴器購入費用助成の検討

- 高齢者の補聴器購入費用助成に係る検討会を設置する。

地域包括ケア体制の充実にに向けた産官学のコンソーシアム（共同基盤）の整備

- 行政だけでは解決困難な複雑化・複合化した地域課題の解決に向け、孤独対策やフレイル予防など、教育機関（大学等）、企業等団体の持つ知見・ノウハウを活用するため、コンソーシアム（共同基盤）を整備する。

高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施

- 国保データベースシステムから抽出した検診データ等を医療職（保健師）が分析を行い、健康課題や支援対象者を特定し、高齢者に対する個別アプローチ（ハイリスクアプローチ）と通いの場等への積極的関与等（ポピュレーションアプローチ）を行う。

ひきこもり支援の推進

- ひきこもり支援事業の内容を拡充し、新たにひきこもり合同相談会及びサポーター養成講座を開催するほか、ひきこもり支援に関する広報・啓発活動を強化する。

ヤングケアラー支援の実施

- ヤングケアラーの支援体制を強化するため、実態調査や支援に携わる関係者への研修、当事者同士が交流できるオンラインサロンの設置、支援機関の橋渡し役となるコーディネーターの配置を行う。また、ヤングケアラー支援関係機関とのネットワーク構築のため、地域包括ケア推進会議に「ヤングケアラー支援部会」を設置する。

子どもの貧困対策の推進

- 生活困窮世帯の小学5年生から中学3年生を対象とした学習支援事業を実施し、小学生は学習習慣の定着、中学生は希望する高校への進学を目指す。
 - 子ども食堂の運営および新規立ち上げに係る経費の助成や運営等に関する相談の受付等、地域における子ども食堂への支援や、子どもソーシャルワーカーの配置による地域の関係機関および団体との連携体制の構築など、生活に困難を抱える子どもと子育て家庭に必要な支援につなげるための取組を進める。
-